



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *12 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 893 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 2
 - 894 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 2
 - 895 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (果樹園芸課) 3
 - 896 随意契約の相手方の決定 (林業振興課) 3
 - 897 基本測量の実施 (技術調査課) 4
 - 898 公共測量の実施 (") 4
 - 899 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 4
 - 900 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 6
 - 901 さつき台 (D) 建築協定の認可 (建築住宅課) 6
- 選挙管理委員会告示
 - *56 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号)の一部改正 6

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置			別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置		
所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置		所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置		名称	位置
略			略		
和歌山県岩出警察署	相谷警察官連絡所	略	和歌山県岩出警察署	山崎警察官連絡所	岩出市中黒
	略	略		相谷警察官連絡所	略
	略	略		略	略

略

略

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第893号

令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム構築及び通信機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/NESICコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）NECネッツエスアイ株式会社
東京都文京区後楽二丁目6番1号
- 5 落札金額
48,343,324円（うち消費税及び地方消費税の額4,394,831円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年5月27日

和歌山県告示第894号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和4年7月19日指定した。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	紅お杏	59002-80	楽楽出版
雑 誌	実話ナックルズGOLD Vol.27	68546-87	大洋図書
雑 誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.26	68546-82	大洋図書

雑 誌	特ダネTABOO! 39 夏直前ポロリ号	ISBN978-4-89212-669-7	インテルフィン
雑 誌	金のEX DVD Vol.8	68546-79	大洋図書
コミック	COMIC陣 Vol.32	69492-10	ぶんか社
コミック	コミック艶 Vol.21	67600-74	リイド社
雑 誌	絶世ワールドクラス!!! Vol.8	69492-13	楽楽出版
雑 誌	実話ナックルズウルトラ Vol.20	68546-48	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第895号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更認定年月日

令和4年7月21日

2 変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県猟友会

和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

3 変更事項

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする方法及び当該事業の実施体制に関する事項

和歌山県告示第896号

令和4年度和歌山県森林クラウドシステム構築業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和4年度和歌山県森林クラウドシステム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年6月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アジア航測株式会社和歌山営業所
和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル
- 5 随意契約に係る契約金額
58,300,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,300,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第897号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和4年8月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第898号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき日高町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間 令和4年7月19日から同年12月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡日高町大字比井外

和歌山県告示第899号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第51回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで
 - (2) 場所
和歌山市茶屋ノ丁2番地1
和歌山県自治会館 304会議室
- 2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 3 受験手続等
- (1) 申込用紙の配布期間及び配布場所
 - ア 配布期間
令和4年8月1日（月）から同年9月9日（金）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
各振興局建設部管理保全課
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 受験票（返信用63円切手を貼り付けること。）
 - ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - (3) 受験手数料
8,100円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）
 - (4) 提出方法
受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。
なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。
 - (5) 受付期間
令和4年9月1日（木）から同月14日（水）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは、受け付ける。
 - (6) 提出先
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
- 4 合格者の発表等
- (1) 合格発表日
令和4年11月4日（金）
 - (2) 発表の方法
 - ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。
 - イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。
- 5 試験結果の開示
- この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。
- 開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。
- 開示の期間は、令和4年11月4日（金）から同年12月5日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除

く。)とする。

- 6 問合せ先
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
各振興局建設部管理保全課

和歌山県告示第900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
九度山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成2年3月30日
至 令和6年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
該当なし
(2) 使用の部分
該当なし

和歌山県告示第901号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、さつき台（D）建築協定を令和4年7月19日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第5号様式（第5条関係） その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車）） 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	別記第5号様式（第5条関係） その1（選挙運動用自動車使用証明書（自動車）） 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - (1) 略
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5～7 略

その 2・その 3 略

別記第 5 号様式の 2 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ビラ作成証明書)
 選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 略
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

$$\frac{7 \text{ 円}73 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数}}{= \text{限度額}}$$
 - ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{386,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円}18 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{= \text{単価}} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未} \\ \text{端数は} \end{array} \right.$$

$$\frac{\text{当該作成枚数} - 50,000}{= \text{単価}} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未} \\ \text{端数は} \end{array} \right.$$

満の
切上げ

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

別記第 5 号様式の 3 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ビラ作成証明書)
 選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 略
 - (2) 限度額 $7 \text{ 円}73 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ポスター作成証明書)
 選挙運動用ポスター作成証明書

略

略

備考

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - (1) 略
 - (2) (1)以外の場合 15,800円
- 5～7 略

その 2・その 3 略

別記第 5 号様式の 2 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ビラ作成証明書)
 選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 略
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

$$\frac{7 \text{ 円}51 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数}}{= \text{限度額}}$$
 - ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{375,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円}02 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{= \text{単価}} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未} \\ \text{端数は} \end{array} \right.$$

$$\frac{\text{当該作成枚数} - 50,000}{= \text{単価}} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未} \\ \text{端数は} \end{array} \right.$$

満の
切上げ

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

別記第 5 号様式の 3 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ビラ作成証明書)
 選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 略
 - (2) 限度額 $7 \text{ 円}51 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)
 (選挙運動用ポスター作成証明書)
 選挙運動用ポスター作成証明書

略

略

備考

1～3 略
 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 略
 (2) 限度額
 イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数
 一掲示場数 = 単価 $\left\{ \begin{array}{l} 1円未満 \\ \text{端数は切} \end{array} \right.$

の
 上げ

単価×確認された作成枚数=限度額
 ロ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数} - 500} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数
 一掲示場数-500) = 単価 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ \text{端} \end{array} \right.$

円未満の
 数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

別記第7号様式(第6条関係)

- その1 略
 (別紙) その1 略
 (別紙) その2 (請求内訳書)
 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

- (1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	
略	略	16,100円	略	

1～3 略
 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 略
 (2) 限度額
 ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500円 + 525円06銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数
 一掲示場数 = 単価 $\left\{ \begin{array}{l} 1円未満 \\ \text{端数は切} \end{array} \right.$

の
 上げ

単価×確認された作成枚数=限度額
 イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数} - 500} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数
 一掲示場数-500) = 単価 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ \text{端} \end{array} \right.$

円未満の
 数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

別記第7号様式(第6条関係)

- その1 略
 (別紙) その1 略
 (別紙) その2 (請求内訳書)
 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

- (1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	
略	略	15,800円	略	

略	略	16,100円	略	
略			略	

備考 略

(2)・(3) 略

その2 略

(別紙) (請求内訳書)
請求内訳書

略

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

- (イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭
- (ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $386,500円 + 5円18銭 \times$ (当該作成

$$\frac{\text{当該作成枚数} - 50,000}{\dots} \dots (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$

2～4 略

その3 略

(別紙) (請求内訳書)
請求内訳書

略

備考

1 略
2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

- (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $316,250円 + 541円31銭 \times$ ポスタ

$$\frac{\text{ポスター掲示場数} - \text{一掲示場数}}{\dots} = \text{単価} \left(\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満} \\ \text{端数は切} \end{array} \right.$$

の
上げ

- (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $586,905円 + 28円35銭 \times$ (ポスタ

$$\frac{\text{ポスター掲示場数} - \text{一掲示場数} - 500}{\dots} = \text{単価} \left(\begin{array}{l} 1 \\ \text{端} \end{array} \right.$$

円未満の
数は切上げ

3～5 略

附 則
(施行期日)

略	略	15,800円	略	
略			略	

備考 略

(2)・(3) 略

その2 略

(別紙) (請求内訳書)
請求内訳書

略

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

- (イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円51銭
- (ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $375,500円 + 5円02銭 \times$ (当該作成

$$\frac{\text{当該作成枚数} - 50,000}{\dots} \dots (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$

2～4 略

その3 略

(別紙) (請求内訳書)
請求内訳書

略

備考

1 略
2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

- (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $310,500円 + 525円06銭 \times$ ポスタ

$$\frac{\text{ポスター掲示場数} - \text{一掲示場数}}{\dots} = \text{単価} \left(\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満} \\ \text{端数は切} \end{array} \right.$$

の
上げ

- (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $573,030円 + 27円50銭 \times$ (ポスタ

$$\frac{\text{ポスター掲示場数} - \text{一掲示場数} - 500}{\dots} = \text{単価} \left(\begin{array}{l} 1 \\ \text{端} \end{array} \right.$$

円未満の
数は切上げ

3～5 略

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。